

市税条例の一部改正に関する意見を募集します。

逗子市では、令和2年4月1日の地方税法の一部改正に伴い、土地や家屋を現に所有している者の申告の制度化に関して、市税条例の一部改正することを検討しています。

つきましては、改正に際して、広く皆様の意見を募集いたします。

◆募集期間

令和2年7月1日（水）から令和2年7月31日（金）まで（必着）

◆閲覧場所（この資料は、以下の施設でも見る事ができます）

課税課、市民交流センター、情報政策課情報公開係、逗子アリーナ、文化プラザホール、高齢者センター、体験学習施設（スマイル）、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、図書館

＊市ホームページでも閲覧できます。「逗子 パブコメ」と検索ください。

◆意見提出方法

任意の様式（閲覧場所にある記入用紙でも可）に「市税条例の一部改正に対する意見」と明記し、住所・氏名・意見を記載のうえ、ファクシミリ・郵送等で、又は直接課税課へ提出してください。Eメールでの提出も可能ですが、その場合はファイルは添付せずに、直接メール本文に記載ください。

◆その他

皆様からお寄せいただいたご意見は、意見概要としてまとめ、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個々のご意見に対しましては、直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

◆問い合わせ先

逗子市 総務部 課税課

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

TEL：046-873-1111（内線374） FAX：046-873-4520

E-mail：kazei@city.zushi.lg.jp